

経済産業省

20240624 貿局第2号
輸出注意事項2024第12号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- この規程は、令和6年7月1日から施行する。
- この規程（別紙1、別紙3、別紙5から別紙7、別紙9及び別紙10までの改正規程）の施行前に東京通商事務所が受理した申請等及び同所が行った許可、承認又は確認等に係る報告等の受理は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。
- この規程（別紙1及び別紙7の改正規程）の施行前に東京通商事務所が輸出の許可又は承認を行った輸出許可証又は輸出承認証に係る事務（内容訂正・変更、分割、再交付等）及び輸出許可証等の再発行は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。
- この規程（別紙2の改正規程）の施行前に東京通商事務所が受理した申請等並びに同課がICの発給を行った輸入証明証に係る発給件数の報告及びIC発給後に輸入契約が取り消された場合の手続は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。
- この規程（別紙9の改正規程）の施行前に東京通商事務所が委託加工貿易契約包括輸出承認を行った委託加工貿易契約包括輸出承認証に係る事務（分割、変更、更新及び取消等）は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。
- この規程（別紙10の改正規程）の施行前に東京通商事務所が役務取引の許可を行った許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更は関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行
<p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) 輸出許可事務の取扱い</p> <p>外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 輸出令別表該当非該当の判定</p> <p>税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。</p> <p>税関は経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 輸出の承認</p> <p>2-1 輸出の承認</p> <p>(1) 輸出承認事務の取扱い</p> <p>輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査</p>	<p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) 輸出許可事務の取扱い</p> <p>外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（<u>関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。</u>）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 輸出令別表該当非該当の判定</p> <p>税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。</p> <p>税関は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 輸出の承認</p> <p>2-1 輸出の承認</p> <p>(1) 輸出承認事務の取扱い</p> <p>輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査</p>

課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。)、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。

7 輸出の事後審査

(1) 輸出の事後審査事務の取扱区分

輸出令第7条の規定による輸出の事後審査は、別表第1及び別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)、本省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室(以下「安全保障貿易検査官室」という。))又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

(2)・(3) (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等(「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。)の事務は次の区分により行う。

1 (略)

1-1 輸出許可申請書の受付け

輸出許可申請書(「申請書」という。以下1において同じ。)の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課(別表第2の1-2-2により、本省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室(以下「貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室」という。))が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が行うことができる。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

(1) 関東経済産業局及び横浜通商事務所
中部経済産業局
近畿経済産業局及び神戸通商事務所

全国

(2)・(3) (略)

農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。)、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。

7 輸出の事後審査

(1) 輸出の事後審査事務の取扱区分

輸出令第7条の規定による輸出の事後審査は、別表第1及び別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室(以下「安全保障貿易検査官室」という。))又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

(2)・(3) (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等(「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。)の事務は次の区分により行う。

1 (略)

1-1 輸出許可申請書の受付け

輸出許可申請書(「申請書」という。以下1において同じ。)の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課(別表第2の1-2-2により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室(以下「貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室」という。))が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が行うことができる。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

(1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所
中部経済産業局
近畿経済産業局及び神戸通商事務所

全国

(2)・(3) (略)

別表第2

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

- (1) 関東経済産業局及び横浜通商事務所
中部経済産業局 } 全国
- 近畿経済産業局及び神戸通商事務所
- (2)・(3) (略)

別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付 (略)

別紙様式1

年 月 日

貿易経済安全保障局貿易管理部
安全保障貿易審査課長宛て
局 課 (所) 長

輸出許可証の失効公告依頼について

(略)

別紙様式2

年 月 日

貿易経済安全保障局貿易管理部又は
経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課

〔輸出許可証
輸出承認証〕の無効通知について

(略)

別表第2

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

- (1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所
中部経済産業局 } 全国
- 近畿経済産業局及び神戸通商事務所
- (2)・(3) (略)

別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付 (略)

別紙様式1

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課長宛て
局 課 (所) 長

輸出許可証の失効公告依頼について

(略)

別紙様式2

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部又は
経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課

〔輸出許可証
輸出承認証〕の無効通知について

(略)

「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領（平成8年9月5日付け輸出注意事項8第16号）

改 正 後	現 行
<p>2. ICの発給事務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ICの発給に関する事務は、経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）において行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 経済産業局又は沖縄総合事務局は、ICの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、IC発給件数(国別)月報を翌月末までに<u>貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告するものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ICの署名欄は、経済産業局産業部長（北海道経済産業局、<u>東北経済産業局及び関東経済産業局</u>にあつては、総務企画部長、中部経済産業局にあつては、地域経済部長、<u>近畿経済産業局及び九州経済産業局</u>にあつては、国際部長）、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるICの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。ICの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。</p> <p>なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に署名し、又は署名に代えるゴム・スタンプを押印してはならない。</p> <p>付表第1</p> <p>関東経済産業局 <u>TKY</u></p> <p>近畿経済産業局 OSA</p> <p>中部経済産業局 NAG</p> <p>九州経済産業局 FUK</p> <p>中国経済産業局 HIR</p> <p>四国経済産業局 STK</p> <p>東北経済産業局 SEN</p>	<p>2. ICの発給事務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ICの発給に関する事務は、経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（<u>関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。</u>）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）において行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 経済産業局又は沖縄総合事務局は、ICの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、IC発給件数(国別)月報を翌月末までに<u>貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告するものとする。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ICの署名欄は、経済産業局産業部長（北海道経済産業局<u>及び東北経済産業局</u>にあつては、総務企画部長、中部経済産業局にあつては、地域経済部長、<u>近畿経済産業局</u>にあつては、<u>通商部長</u>、九州経済産業局にあつては、国際部長）、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるICの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。ICの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。</p> <p>なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に署名し、又は署名に代えるゴム・スタンプを押印してはならない。</p> <p>付表第1</p> <p>関東経済産業局 <u>TKO</u></p> <p>近畿経済産業局 OSA</p> <p>中部経済産業局 NAG</p> <p>九州経済産業局 FUK</p> <p>中国経済産業局 HIR</p> <p>四国経済産業局 STK</p> <p>東北経済産業局 SEN</p>

北海道経済産業局 SAP
(削る) (削る)
横浜通商事務所 YOK
神戸通商事務所 KOB
沖縄総合事務局 OK I

北海道経済産業局 SAP
東京通商事務所 TKY
横浜通商事務所 YOK
神戸通商事務所 KOB
沖縄総合事務局 OK I

「包括許可取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改正後	現 行
<p>I 一般包括許可</p> <p>2 一般包括許可の申請者 一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。</p> <p>8 一般包括許可の申請窓口 一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関東経済産業局（さいたま市）</u> 及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国 ・ 中部経済産業局（名古屋市）・・・全国 ・ 近畿経済産業局（大阪市） 及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国 ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域 	<p>I 一般包括許可</p> <p>2 一般包括許可の申請者 一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① (略)</p> <p>② 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。</p> <p>8 一般包括許可の申請窓口 一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京通商事務所（文京区）</u> 及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国 ・ 中部経済産業局（名古屋市）・・・全国 ・ 近畿経済産業局（大阪市） 及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国 ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域

(注) 上記 () 内は、所在地を示す。

II 特別一般包括許可

8 特別一般包括許可の申請窓口

特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 関東経済産業局 (さいたま市) 及び 横浜通商事務所 (横浜市) …… 全国
- ・ 中部経済産業局 (名古屋市) …… 全国
- ・ 近畿経済産業局 (大阪市) 及び 神戸通商事務所 (神戸市) …… 全国
- ・ 上記以外の経済産業局 (北海道経済産業局 (札幌市)、東北経済産業局 (仙台市)、中国経済産業局 (広島市)、四国経済産業局 (高松市)、九州経済産業局 (福岡市)) ……
- ・ 経済産業省組織令 (平成12年政令第254号。) 第102条に掲げる管轄地域
- ・ 沖縄総合事務局 …… 内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第44条に掲げる地域

(注) 上記 () 内は、所在地を示す。

III 特定包括許可

5 特定包括許可の申請手続

- (1)・(2) (略)
- (3) 申請窓口

特定包括許可の申請は、経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課 (以下「安全保障貿易審査課」という。) に行わなければならない。

- (4)・(5) (略)

(注) 上記 () 内は、所在地を示す。

II 特別一般包括許可

8 特別一般包括許可の申請窓口

特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 東京通商事務所 (文京区) 及び 横浜通商事務所 (横浜市) …… 全国
- ・ 中部経済産業局 (名古屋市) …… 全国
- ・ 近畿経済産業局 (大阪市) 及び 神戸通商事務所 (神戸市) …… 全国
- ・ 上記以外の経済産業局 (北海道経済産業局 (札幌市)、東北経済産業局 (仙台市)、中国経済産業局 (広島市)、四国経済産業局 (高松市)、九州経済産業局 (福岡市)) ……
- ・ 経済産業省組織令 (平成12年政令第254号。) 第102条に掲げる管轄地域
- ・ 沖縄総合事務局 …… 内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第44条に掲げる地域

(注) 上記 () 内は、所在地を示す。

III 特定包括許可

5 特定包括許可の申請手続

- (1)・(2) (略)
- (3) 申請窓口

特定包括許可の申請は、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課 (以下「安全保障貿易審査課」という。) に行わなければならない。

- (4)・(5) (略)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改正後	現 行
<p>I. (略)</p> <p>I-2. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を提供しようとする場合 別表2の技術の欄に掲げる技術を同表の提供先国の欄に掲げる地域に提供しようとする者は、同表の提出書類の欄に掲げる書類を添えて、同表の申請窓口の欄に掲げる担当課（役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>（以下「安全保障貿易審査課」という。））に申請してください。提出書類の一覧については別表4に、提出書類の具体的な記載要領等については別記1に示します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合であって、以下の①又は②の場合については、<u>安全保障貿易審査課</u>へ輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請書を一括して申請することができます。ただし、商品輸出担当課において、輸出令第2条第1項の承認が必要な事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。</p> <p>①当該申請が、<u>経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）</u>又は<u>沖縄総合事務局の商品輸出担当課</u>が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び<u>安全保障貿易審査課</u>が役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合</p> <p>② (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p>	<p>I. (略)</p> <p>I-2. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を提供しようとする場合 別表2の技術の欄に掲げる技術を同表の提供先国の欄に掲げる地域に提供しようとする者は、同表の提出書類の欄に掲げる書類を添えて、同表の申請窓口の欄に掲げる担当課（役務通達の1（3）サに規定する特定取引に該当する場合は、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>（以下「安全保障貿易審査課」という。））に申請してください。提出書類の一覧については別表4に、提出書類の具体的な記載要領等については別記1に示します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合であって、以下の①又は②の場合については、<u>安全保障貿易審査課</u>へ輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請書を一括して申請することができます。ただし、商品輸出担当課において、輸出令第2条第1項の承認が必要な事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。</p> <p>①当該申請が、<u>経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局</u>にあつては、<u>神戸通商事務所</u>を含む。以下同じ。）又は<u>沖縄総合事務局の商品輸出担当課</u>が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び<u>安全保障貿易審査課</u>が役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合</p> <p>② (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p>

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

(注1) 表中、「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。別表2においても同じ。

(注2)～(注4) (略)

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
本省	〒100-8901	東京都千代田区霞が 関 1-3-1	経済産業省貿易経済 安全保障局貿易管理 部安全保障貿易審査 課
(略)	(略)	(略)	(略)
東北経済産業局	(略)	(略)	(略)
<u>関東経済産業局</u>	<u>〒330-9715</u>	<u>さいたま市中央区新 都心 1-1 さいたま新 都心合同庁舎 1号館</u>	<u>関東経済産業局 総務企画部国際課貿 易管理室</u>
中部経済産業局	(略)	(略)	(略)
近畿経済産業局	(略)	(略)	近畿経済産業局 <u>国際部通商課</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
九州経済産業局	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
横浜通商事務所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記4 許可条件に関する事項

輸出許可又は役務取引許可の条件として、外為法第67条第1項の規定により、国際的な平和及び安全の維持の確実な実施を図るために以下のもの又はこれらに準じたものを付すことがあります。これらの他、外為法の確実な実施を図るために必要最小限の条件を

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

(注1) 表中、「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局（関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。別表2においても同じ。

(注2)～(注4) (略)

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
本省	〒100-8901	東京都千代田区霞が 関 1-3-1	経済産業省貿易経済 <u>協力局貿易管理部安 全保障貿易審査課</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
東北経済産業局	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
中部経済産業局	(略)	(略)	(略)
近畿経済産業局	(略)	(略)	近畿経済産業局 <u>通商部通商課</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
九州経済産業局	(略)	(略)	(略)
<u>東京通商事務所</u>	<u>〒113-0034</u>	<u>東京都文京区湯島 4-6-15 湯島地方合 同庁舎</u>	<u>東京通商事務所業務 課</u>
横浜通商事務所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記4 許可条件に関する事項

輸出許可又は役務取引許可の条件として、外為法第67条第1項の規定により、国際的な平和及び安全の維持の確実な実施を図るために以下のもの又はこれらに準じたものを付すことがあります。これらの他、外為法の確実な実施を図るために必要最小限の条件を

付すことがあります。(条件中の報告先等については、経済産業局にて許可証が発給されたものについては、「貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課」とあるものが「経済産業省〇〇経済産業局〇〇通商事務所」等と書き換えられます。)

① 輸出される貨物又は技術(プログラムを含む。以下「貨物等」という。)の積み戻しを前提として許可するものの例

「本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物、あるいはその代替品又は修理された貨物を本邦に輸入し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物は、仕向地において不具合調査後速やかに本邦に積み戻し、その旨を半期毎にまとめる積み戻し報告一覧表に記載し、貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課に提出すること。(積み戻し期限年月末日)」

② 最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例

(イ) 輸出許可の場合

申請者は、12月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出(以下「再輸出・再販売」という。)の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(ただし、本輸出許可証が対象とするすべての貨物等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。)。また、申請者は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(ただし、本役務取引許可証が対象とするすべての技術等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。)。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1)～(注3) (略)

(注4) 期限付きで無為替輸出をし、期限内に最終需要者等が決定しなかった場合を考慮

付すことがあります。(条件中の報告先等については、経済産業局にて許可証が発給されたものについては、「貿易経済協力局安全保障貿易審査課」とあるものが「経済産業省〇〇経済産業局〇〇通商事務所」等と書き換えられます。)

① 輸出される貨物又は技術(プログラムを含む。以下「貨物等」という。)の積み戻しを前提として許可するものの例

「本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物、あるいはその代替品又は修理された貨物を本邦に輸入し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物は、仕向地において不具合調査後速やかに本邦に積み戻し、その旨を半期毎にまとめる積み戻し報告一覧表に記載し、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(積み戻し期限年月末日)」

② 最終需要者が確定していない場合の貨物等の保管、再輸出・再販売等の状況に関する報告の例

(イ) 輸出許可の場合

申請者は、12月末日における買主による貨物の保管、再販売又は再輸出(以下「再輸出・再販売」という。)の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(ただし、本輸出許可証が対象とするすべての貨物等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。)。また、申請者は、買主による貨物の保管、再輸出・再販売の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(ロ) 役務取引許可の場合

「申請者は、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、経済産業省の指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(ただし、本役務取引許可証が対象とするすべての技術等の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要とする。)。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

(注1)～(注3) (略)

(注4) 期限付きで無為替輸出をし、期限内に最終需要者等が決定しなかった場合を考慮

した条件として、「なお、本輸出許可証により輸出された貨物が、年月末日までに再輸出又は再販売が行われなかった場合には、速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課に提出すること。」を追記する場合があります。

③ 輸出した貨物等の着実な据付、設置の確認が必要なときの例

仕向地、貨物等の仕様、需要者等によって、貨物等が実際に据え付けられたことを報告する「据付報告」、その後貨物が当初の場所に引き続き設置されていることを報告する「設置状況報告」が付されることがあります。

据付報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、設置完了後、その旨を書面により当該設置が確認できる書類を添付のうえ貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出すること。（提出期限年月末日）」

設置状況報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、〇年間、当該貨物の設置状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該設置状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

(イ)～(ニ) (略)

④ 輸出した貨物等の使用状況に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

需要者等が誓約書で誓約したとおりに使用していることなどを確認する「使用状況報告」が付されることがあります。また、輸出した貨物等の使用方法に制限等を課す必要がある場合には、需要者等の誓約書に追加的誓約事項を加えた上で条件を付すことがあります。

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、〇年間、当該貨物の使用状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該使用状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

「最終需要者の最終用途誓約書に記載された使用目的以外に使用しようとする最終需要者から事前同意を求められた場合は、その理由又は必要性を明確にした上で経済産業省の指示に従うこと。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について〇ヶ月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに経済産業省が指定する報告様式により経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許可証を使用した輸出が行われ

した条件として、「なお、本輸出許可証により輸出された貨物が、年月末日までに再輸出又は再販売が行われなかった場合には、速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。」を追記する場合があります。

③ 輸出した貨物等の着実な据付、設置の確認が必要なときの例

仕向地、貨物等の仕様、需要者等によって、貨物等が実際に据え付けられたことを報告する「据付報告」、その後貨物が当初の場所に引き続き設置されていることを報告する「設置状況報告」が付されることがあります。

据付報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、設置完了後、その旨を書面により当該設置が確認できる書類を添付のうえ貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出すること。（提出期限年月末日）」

設置状況報告条件の例：

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、〇年間、当該貨物の設置状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該設置状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

(イ)～(ニ) (略)

④ 輸出した貨物等の使用状況に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

需要者等が誓約書で誓約したとおりに使用していることなどを確認する「使用状況報告」が付されることがあります。また、輸出した貨物等の使用方法に制限等を課す必要がある場合には、需要者等の誓約書に追加的誓約事項を加えた上で条件を付すことがあります。

「本輸出許可証により輸出された貨物については、当該貨物設置完了後、〇年間、当該貨物の使用状況について、1年毎に確認し、速やかにその旨を書面により当該使用状況が確認できる書類を添付のうえ安全保障貿易審査課に提出すること。」

「最終需要者の最終用途誓約書に記載された使用目的以外に使用しようとする最終需要者から事前同意を求められた場合は、その理由又は必要性を明確にした上で経済産業省の指示に従うこと。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について〇ヶ月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに経済産業省が指定する報告様式により経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許可証を使用した輸出が行われ

われるまでは、この報告を不要とする。) また申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

「最終需要者又は保管者から再輸出 (再提供 (当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。)) 又は再販売に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

⑤ 船積み数量に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

「申請者は、本輸出許可証により輸出する貨物については、貨物船積み以前に、需要者における貨物の在庫数量を書面により把握し、今般出荷する貨物が需要者に到達することが明らかであることを確認した上で、出荷すること。ただし、船積み数量 (既に船積みした貨物であって、輸出者から需要者への輸送中のものの数量を含む。) 及び需要者の在庫数量の合計が〇〇以内になるよう管理すること。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について確認の上、許可日を起算日として、〇か月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに別添の報告様式により経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易審査課 (以下「安全保障貿易審査課」という。) に報告すること (ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許可証を使用した輸出が行われるまでは、この報告を不要とする)。

また、申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

るまでは、この報告を不要とする。) また申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

「最終需要者又は保管者から再輸出 (再提供 (当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。)) 又は再販売に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

⑤ 船積み数量に関する報告又は制限を前提として許可するものの例

「申請者は、本輸出許可証により輸出する貨物については、貨物船積み以前に、需要者における貨物の在庫数量を書面により把握し、今般出荷する貨物が需要者に到達することが明らかであることを確認した上で、出荷すること。ただし、船積み数量 (既に船積みした貨物であって、輸出者から需要者への輸送中のものの数量を含む。) 及び需要者の在庫数量の合計が〇〇以内になるよう管理すること。」

「申請者は、本許可証を使用して輸出した貨物について、需要者における受入日と受入量、その貨物から製造された製品の名称及び数量、これのために使用された貨物の量、貨物の在庫量について確認の上、許可日を起算日として、〇か月毎の実績をその実績にかかる月の翌月末日までに別添の報告様式により経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課 (以下「安全保障貿易審査課」という。) に報告すること (ただし、本許可証を使用して輸出した貨物の全量が使用されたときは、その回の報告の後には、更に同許可証を使用した輸出が行われるまでは、この報告を不要とする)。

また、申請者は、需要者による貨物の管理・使用の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。」

「廃棄物の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○廃棄物の輸出承認について (平成5年12月14日付け輸出注意事項5第42号)

改正後	現 行
<p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第10条第1項 (同法第15条の4の7第1項で準用される場合を含む。) の規定により輸出についてあらかじめ、廃掃法に基づき環境大臣の確認を受けた輸出確認証 (以下「廃棄物輸出確認証」という。) を取得のうえ、輸出承認申請書2通を経済産業局 (通商事務所を含む。) 又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課 (以下「申請窓口」という。) に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第10条第1項 (同法第15条の4の7第1項で準用される場合を含む。) の規定により輸出についてあらかじめ、廃掃法に基づき環境大臣の確認を受けた輸出確認証 (以下「廃棄物輸出確認証」という。) を取得のうえ、輸出承認申請書2通を経済産業局 (関東経済産業局にあつては、<u>東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局</u>にあつては、<u>神戸通商事務所</u>を含む。) 又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課 (以下「申請窓口」という。) に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について(平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号)

改正後			現行		
3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書2通を提出するものとする。			3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書2通を提出するものとする。		
項	貨物の種類	担当課室	項	貨物の種類	担当課室
1	適用品目のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	1	適用品目のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
2	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科アロエ属全種、らん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局(通商事務所を含む。)及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課	2	適用品目のうち、サボテン科全種、そてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科アロエ属全種、らん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局(関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。)及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行												
<p>Ⅲ 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先</p> <p>対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者又は洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合に輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1－(1)に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">担 当 課 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの</td> <td>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種</td> <td>経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 輸出許可書等の事務取扱</p> <p>(1) 輸出許可書等の処理</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準</p>	貨 物 の 種 類	担 当 課 室	対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（ <u>通商事務所を含む。</u> 以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課	<p>Ⅲ 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先</p> <p>対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者又は洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合に輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1－(1)に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">担 当 課 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種</td> <td>経済産業局（<u>関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。</u>以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 輸出許可書等の事務取扱</p> <p>(1) 輸出許可書等の処理</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準につ</p>	貨 物 の 種 類	担 当 課 室	対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室	対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（ <u>関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u> に限り、 <u>近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。</u> 以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課
貨 物 の 種 類	担 当 課 室												
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室												
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（ <u>通商事務所を含む。</u> 以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課												
貨 物 の 種 類	担 当 課 室												
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室												
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（ <u>関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u> に限り、 <u>近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。</u> 以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課												

については、同室に情報提供を求めることができる。

(二) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i)から(v)までに掲げる記号及び番号を、次の(i)から(v)までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i)～(iv) (略)

(v) 次に掲げる発行者を示す記号

本省 TE 北海道 SE 東北 DE

中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE

九州 FE 関東 ME 横浜 YE 神戸 KE

沖縄 RE

(ホ)～(ヌ) (略)

(2) (略)

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

(イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配付は、貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめの上行うものとする。

(ロ) (略)

(4)・(5) (略)

別紙様式1－(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく

日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

1～5 (略)

6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority
Trade and Economic Security Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN
TEL: +81-3-3501-1723
FAX: +81-3-3501-0997



A 7～15 (略)

いては、同室に情報提供を求めることができる。

(二) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i)から(v)までに掲げる記号及び番号を、次の(i)から(v)までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i)～(iv) (略)

(v) 次に掲げる発行者を示す記号

本省 TE 北海道 SE 東北 DE

中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE

九州 FE 東京 ME 横浜 YE 神戸 KE

沖縄 RE

(ホ)～(ヌ) (略)

(2) (略)

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

(イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配付は、貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめの上行うものとする。

(ロ) (略)

(4)・(5) (略)

別紙様式1－(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく

日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

1～5 (略)

6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority
Trade and Economic Cooperation Bureau
Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
100-8901 JAPAN
TEL: +81-3-3501-1723
FAX: +81-3-3501-0997



A 7～15 (略)

別紙様式1 - (2)

C7~F12 (略)

13. This permit/certificate is issued by:
Trade and Economic Security Bureau
 Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
 100-8901 JAPAN



15 (略)

別紙様式1 - (3)

1~2 (略)

13. This permit/certificate is issued by:
Trade and Economic Security Bureau
 Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
 100-8901 JAPAN



15 (略)

別紙様式4

年 月 日

貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室長 殿

局 課

別紙様式1 - (2)

C7~F12 (略)

13. This permit/certificate is issued by:
Trade and Economic Cooperation Bureau
 Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
 100-8901 JAPAN



15 (略)

別紙様式1 - (3)

1~2 (略)

13. This permit/certificate is issued by:
Trade and Economic Cooperation Bureau
 Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
 100-8901 JAPAN



15 (略)

別紙様式4

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室長 殿

局 課

輸出許可書発給実績報告書（ 年分）

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

- (注) 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
2 本報告は、暦年終了後1月以内に野生動植物貿易審査室へ発給した輸出許可書等の写し1通を添付して提出してください。

輸出許可書発給実績報告書（ 年分）

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

- (注) 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
2 本報告は、暦年終了後1月以内に野生動植物貿易審査室へ発給した輸出許可書等の写し1通を添付して提出してください。

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現 行												
1・2 (略)	1・2 (略)												
3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。	3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物の種類</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）</td> <td>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの</td> <td>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨物の種類</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）</td> <td>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室</td> </tr> <tr> <td>対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの</td> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</td> </tr> </tbody> </table>	貨物の種類	提出先	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室	対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課												
貨物の種類	提出先												
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室												
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課												
(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先… <u>G Xグループ資源循環経済課</u>	(注) 輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先… <u>産業技術環境局資源循環経済課</u>												
(2) (略)	(2) (略)												
4～6 (略)	4～6 (略)												

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○委託加工貿易契約包括承認取扱要領（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）

改正後	現 行
<p>5 委託加工貿易契約包括輸出承認の申請窓口</p> <p>委託加工貿易契約包括輸出承認の申請は、経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>以下同じ。）又は沖縄総合事務局に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における委託加工貿易契約包括輸出承認の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関東経済産業局（さいたま市）</u> 及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国 ・ 中部経済産業局（名古屋市）・・・全国 ・ 近畿経済産業局（大阪市） 及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国 ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域 <p>（注）上記（ ）内は、所在地を示す。</p>	<p>5 委託加工貿易契約包括輸出承認の申請窓口</p> <p>委託加工貿易契約包括輸出承認の申請は、経済産業局（<u>関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。</u>以下同じ。）又は沖縄総合事務局に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における委託加工貿易契約包括輸出承認の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京通商事務所（文京区）</u> 及び横浜通商事務所（横浜市）・・・全国 ・ 中部経済産業局（名古屋市）・・・全国 ・ 近畿経済産業局（大阪市） 及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国 ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域 <p>（注）上記（ ）内は、所在地を示す。</p>

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付け4貿局第492号)

改正後	現 行
<p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可</p> <p>(1) 根拠法令及び事務の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>②外為令第17条第2項の規定に基づく許可(略)</p> <p>なお、この経済産業大臣の許可(有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。)に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安全保障貿易審査課」という。)又は<u>経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第10条でいう経済産業局(通商事務所を含む。))</u>をいう。以下同じ。)若しくは<u>沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。))</u>の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。)に定める特別一般包括役務取引許可、一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 輸出許可申請と同時に行う申請</p> <p>同一の契約に基づき、外為法第48条第1項に基づく許可(以下「輸出の許可」という。)及び役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる(経済産業省<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u>若しくは<u>農水産室</u>(以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。)又は<u>経済産業局</u>若しくは<u>沖縄総合事務局</u>の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分</p> <p>3 管轄区域</p> <p>経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、役務取引の許可事務を行う。</p>	<p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可</p> <p>(1) 根拠法令及び事務の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>②外為令第17条第2項の規定に基づく許可(略)</p> <p>なお、この経済産業大臣の許可(有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。)に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、<u>貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安全保障貿易審査課」という。)又は<u>経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第10条でいう経済産業局(関東経済産業局にあっては、<u>東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。))</u>をいう。以下同じ。)若しくは<u>沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。))</u>の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。)に定める特別一般包括役務取引許可、一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 輸出許可申請と同時に行う申請</p> <p>同一の契約に基づき、外為法第48条第1項に基づく許可(以下「輸出の許可」という。)及び役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる(経済産業省<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u>若しくは<u>農水産室</u>(以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。)又は<u>経済産業局</u>若しくは<u>沖縄総合事務局</u>の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分</p> <p>3 管轄区域</p> <p>経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、役務取引の許可事務を行う。</p>

<p>(1) <u>関東経済産業局</u>及び<u>横浜通商事務所</u> 中部経済産業局 近畿経済産業局及び<u>神戸通商事務所</u> } 全国</p> <p>(2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域</p> <p>(3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域</p>	<p>(1) <u>東京通商事務所</u>及び<u>横浜通商事務所</u> 中部経済産業局 近畿経済産業局及び<u>神戸通商事務所</u> } 全国</p> <p>(2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域</p> <p>(3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域</p>
--	--

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第24号）

改正後	現 行
<p>3 許可の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</p>	<p>3 許可の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p>